

税 平成27年度 制改正に関する 建議書の概要

日本税理士会連合会の概要

日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務づけられている団体である。

日本税理士会連合会は、全国15の税理士会で構成されている。税理士は税理士会に所属することが法定されており、会員数は、約74,000人である。



税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

税制に対する基本的な視点

- 1 公平な税負担
- 2 理解と納得のできる税制
- 3 必要最小限の事務負担
- 4 時代に適合する税制
- 5 透明な税務行政

建議書の構成

- ・ 中長期的な視点から検討した税目ごとの「Ⅰ 今後の税制改正についての基本的な考え方」
- ・ 全国15の税理士会及び本会の537項目の税制改正意見から31項目に集約した「Ⅱ 税制改正建議項目」
- ・ 「Ⅱ 税制改正建議項目」から特に早期実現・重要と考える14の「重点要望事項」(裏面)

今後の税制改正についての基本的な考え方(抜粋)

所得税

- ・ 社会保障政策のあり方も考慮した所得税制の構築及び所得再分配機能の回復を図るための既存の各種措置の見直し

法人税

- ・ 国内産業の活性化を図るため、税率の引下げが必要
- ・ 税率引下げによる税収減の補填のみならず、税負担の公平を図るための課税ベース構築を検討
- ・ 中小企業の事務負担に配慮した各種租税特別措置の見直し

消費税

- ・ 単一税率の維持
- ・ 逆進性対策は、社会保障と税の一体改革の中で解決
- ・ 請求書等保存方式の維持

相続税・贈与税

- ・ 延納・物納手続き等の見直し及び周知拡大
- ・ 贈与税の負担軽減を検討
- ・ 非上場株式の納税猶予制度の活用促進のための検討

地方税

- ・ 各地方自治体の税収安定のための税体系の改革
- ・ 中小企業への外形標準課税の不適用
- ・ 納税者の理解を得られる地方税負担のあり方を検討

納税環境整備

- ・ 納税者憲章の制定・延滞税のあり方・成年後見関連税制等の検討
- ・ IT化の視点に合わせた税法全体の見直し

国際税制

- ・ 移転価格税制に係る課税要件をより明確化
- ・ 国際的な資産税の二重課税・二重非課税等の排除のために多国間で共通した租税条約の締結の拡大を期待

震災対応税制

- ・ 税制に関する災害基本法を制定し、基本的な税制上の支援措置を体系的に明確化
- ・ 現行の雑損控除から独立させて災害損失控除の創設

税理士会連絡先一覧

北海道税理士会	〒064-8639 北海道札幌市中央区北3条西20-2-28 北海道税理士会館3階	TEL. 011-621-7101	http://www.do-zeirishikai.or.jp
東北税理士会	〒994-0051 宮城県仙台市若林区新寺1-7-41	TEL. 022-293-0503	http://www.tohokuzeirishikai.or.jp
関東信越税理士会	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14階	TEL. 048-643-1661	http://www.kzei.or.jp
千葉県税理士会	〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-16-12 税理士会館3階	TEL. 043-243-1201	http://www.chiba2zei.or.jp
東京税理士会	〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館	TEL. 03-3356-4461	http://www.tokyozeirishikai.or.jp
東京地方税理士会	〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階	TEL. 045-243-0511	http://www.tochizei.or.jp
北陸税理士会	〒920-0022 石川県金沢市北安江3-4-6	TEL. 076-223-1841	http://www.hokurikuzei.or.jp
東海税理士会	〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル22階	TEL. 052-581-7508	http://www.tokaizei.or.jp
名古屋税理士会	〒464-0841 愛知県名古屋市中村区覚五山通8-14 税理士会ビル4階	TEL. 052-752-7711	http://www.meizei.or.jp
近畿税理士会	〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町1-5-4	TEL. 06-6941-6886	http://www.kinzei.or.jp
中国税理士会	〒730-0036 広島県広島市中区袋町4-15	TEL. 082-246-0089	http://www.chuizei.or.jp
四国税理士会	〒760-0017 香川県高松市番町2-7-12	TEL. 087-823-2515	http://www.shikokuzei.or.jp
九州北部税理士会	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1-13-21 九州北部税理士会館3階	TEL. 092-473-8761	http://www.kyuhokuzei.or.jp
九州南部税理士会	〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江5-17-5	TEL. 096-372-1151	http://www.nkzei.or.jp
沖縄税理士会	〒901-0152 沖縄県那覇市小塚1831-1 沖縄産業支援センター7階	TEL. 098-859-6225	http://www.okizei.or.jp
日本税理士会連合会	〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階	TEL. 03-5435-0931	http://www.nichizeiren.or.jp

平成 27 年度 税制改正に関する重要建議・要望項目



日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

最重要建議・要望項目

<消費税>

● 消費税の単一税率を維持すること。(今後の税制改正についての基本的な考え方)

消費税の引上げに伴う逆進性への対応策として軽減税率の導入が検討されているが、軽減税率はその効果が高所得者にも及ぶことや一定の税収確保のためには標準税率を引き上げるなどの措置を講ずる必要があり、きわめて効率の悪い制度である。さらに事業者の事務負担なども考慮すれば、消費税の単一税率は維持すべきである。

逆進性への対応策は、個人所得課税及び社会保障給付を合わせた社会保障の一体改革の中で構築することが適切であり、個人所得課税における所得再分配機能の強化と番号制度の導入による社会保障給付の一層の効率化・重点化により対処すべきである。

<地方税>

● 事業税の外形標準課税は中小企業には導入しないこと。(建議・要望項目21)

中小企業は大企業と比較すると財務基盤も弱く欠損法人割合も高い。外形標準課税を中小企業に導入することは、担税力のない欠損法人の経営を圧迫し、さらには中小企業の雇用確保の問題にも影響を及ぼすことになるため、中小企業に対しては外形標準課税を導入すべきではない。

なお、形式的な減資により外形標準課税を回避している法人に対しては、資本金等の額を判定基準とすべきである。

<法人税>

● 法人税の欠損金の控除限度額を一律に縮減しないこと。(建議・要望項目10)

欠損金の控除限度額を一律に縮減してはどうか等の意見があるが、内部留保が相対的に乏しい中小企業については、現行の制度を維持すべきである。控除限度額を縮減した場合には、繰越控除期間の延長が必要になるが、帳簿の保存期間も延長され、企業の負担が増大する。

所得税

1. 所得控除を整理・簡素化すること。(建議・要望項目2)

所得控除の見直しについては、少子高齢化、就労形態の多様化、就労促進等の観点から税制だけではなく、社会保障政策と併せて検討することが必要である。また、所得税における所得再分配機能及び財源調達機能を回復させることも引き続き重要である。

(1) 医療費控除

社会保障制度の全般的な見直しの際には、医療費控除の廃止も含めた検討が必要である。ただし、当面は、基礎的的人控除の見直しを前提に、最低基準率5%の引上げとともに、最低限度額10万円について、人口一人当たり国民医療費水準である30万円程度にまで引き上げるべきである。

(2) 基礎控除・配偶者控除等

基礎控除額を増額した上で、夫婦の基礎控除の合計額を一定化する等、配偶者控除の廃止を含めて就労のあり方に中立的な税制を検討すべきである。また、他の所得控除は、所得控除制度全体の中で整理縮小を検討すべきである。

(3) 年少扶養控除

児童手当のあり方を総合的に見直し、年少扶養控除の復活を検討すべきである。

2. 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けるべきではない。(建議・要望項目3(2))

役員給与に係る給与所得控除のあり方については、一般従業員とは別の基準を設けるべきとの意見があるが、課税の公平の観点から適切でない。給与所得控除については、数次の税制改正により上限が引き下げられ、役員給与を特段に区別する理由は薄れている。小規模企業等に係る税制のあり方に関しては、中小企業をめぐる厳しい税制環境に十分に配慮した検討がなされなければならない。

3. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。(建議・要望項目5)

損益通算制度は、適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるが、平成16年度の改正により土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税されることになった。さらに、この損益通算等の廃止によって、事業運営の不振を補うため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。したがって、土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めるべきである。

法人税

4. 受取配当等はその全額を益金不算入にすること。(建議・要望項目9)

受取配当等の益金不算入制度は、二重課税を排除する趣旨で設けられたものであるから、「関係法人株式等及び完全子法人株式等」以外の株式等に係る受取配当等についても、益金不算入割合を現行の50%から負債子控除後の全額に引き上げるべきである。

5. 損金算入規定等について見直すこと。(建議・要望項目11)

(1) 役員給与

役員給与は職務執行の対価であるから、恣意性のあるもの等の課税上弊害があるものに限って損金の額に算入しないのが本来の姿である。したがって、損金不算入とする役員給与を明示した上で、役員報酬及び賞与について株主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲までの部分については、経営者のモチベーションを高めるためにも、不相当に高額なものを除き原則として損金の額に算入すべきである。

(2) 退職給付引当金・賞与引当金

労働協約や就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている場合は、将来において支出される蓋然性が高く、従業員に対する確定債務的な要素を有しているため、退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて、損金算入を認めるべきである。

適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化に有効であり、会社計算規則や中小企業の会計に関する諸規定においてもこれらの引当金の計上が求められている。

(3) 貸倒引当金

破産手続開始の申立て等の一定の事実が生じた個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、0～数パーセントという実際の配当率等を参考にして現行の50%の繰入率を見直す必要がある。

消費税

6. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。(建議・要望項目13)

前々年又は前々事業年度を基準期間として納税義務を判定する基準期間制度は、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者になるなど不合理であり、また、これを是正するための改正により、納税義務の判定は複雑で難解なものになっている。こうした弊害を根本的に解消するため、基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、その上で、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者については、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

7. 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目14)

益税の問題が指摘されている簡易課税制度は、納付税額の軽減措置ではなく、納税事務負担の軽減措置として設けられた制度である。したがって、簡易課税制度のみなし仕入率について、設備投資を考慮しない低いのみなし仕入率とし、設備投資については別枠での控除を認めることが適当である。

相続税・贈与税

8. 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。(建議・要望項目18)

取引相場のない株式の評価については、①相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等についても通常の評価とすること、②評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすること、③土地保有特定会社等の特殊な評価方法を見直すことが必要である。

納税環境整備・その他

9. IT化の進展に合わせ、税法全体を見直すこと。(今後の税制改正についての基本的な考え方、建議・要望項目28)

電子申告が普及しつつある今日、自署押印等の手続きについて、紙ベース及び電子ベースのいずれにも適合するよう、抜本的に改める必要がある。また、電子申告の利便性向上のため、必要とされる添付資料についてもPDFやその他の方法による電子送信を可能にすべきである。

国際税制

10. 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税のあり方を見直すこと。(建議・要望項目30)

現行制度においては、国境を越えた役務の提供が国内取引であるか否かの判定は、提供者の所在地で行うことになっているが、電子書籍や音楽の配信サービスのようなデジタルコンテンツの提供については、公平性の観点から内外判定の見直しを含め、課税のあり方を見直す必要がある。

震災対応税制

11. 震災特例法に追加措置を行うこと。(今後の税制改正についての基本的な考え方、建議・要望項目31)

東日本大震災から3年が経過したが、現在でも被災地の復興は遅々として進んでいない状況にある。今後も大規模災害が発生することが予想されることから、災害対策基本法から独立させた税制に関する災害基本法を制定し、災害の予防、応急対策及び災害復旧の各段階における基本的な税制上の支援措置を体系的に明確にすべきである。

また、特に以下の3項目については速やかに震災特例法に追加措置を行う必要がある。

(1) 災害損失控除の創設

(2) 原子力損害賠償制度による損失と収入の平準化等の措置

(3) 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和